※こちらのご注文表は各項目の入力後にプリントアウトが可能です。

株式会社　動産社　行

ご注文表（標識用）

FAX番号　0120-002103（ゼロゼロフドーサン）
03-3944-5698

ご注文日	年　月　日	請求書払い（銀行・コンビニ）の詳細につきましては、右のバナーをクリックしてご参照ください。なお、請求書払い（銀行・コンビニ）をご選択のお客様はメールアドレスが必須となりますので下記にご記入ください。
お支払方法	◯代金引換（小切手不可） ◯銀行振込（前払い） ◯請求書払い（銀行・コンビニ） ◯自動引落ご登録済	
ご担当者	様	@
定休日	□無休　□月曜　□火曜　□水曜　□木曜　□金曜　□土曜　□日曜　□祝祭日	
ご送付先 お名前 TEL:FAXNO	〒 様 TEL　FAX	

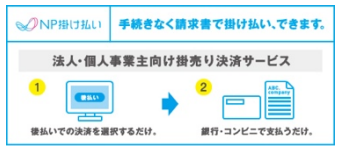

●不動産取引手数料：報酬額票/オンデマンド印刷

品名	注文番号	数量	品名	注文番号	数量
軟質アルミパネル+替紙付きセット	13 852		替紙のみ	13 852	
硬質アルミ額縁+替紙付きセット	13 852				

報酬額票全体の書体をご選択ください	◯角ゴシック体	◯丸ゴシック体	◯明朝体	◯隷書体
お名前入れご希望の際、名入れ部分の書体のご選択と社名をご記入ください	◯角ゴシック体	◯丸ゴシック体	◯明朝体	◯隷書体
	名入れ内容（社名のみ）			

下記サンプルの書体は角ゴシック体ですが、ご選択頂いた書体にてお届けいたします。

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

（昭和四十五年八月二十三日建設省告示第千五百五十二号）
最終改正　（令和元年八月三十日国土交通省告示第四百九十三号）

第一　定義

この告示において、「消費税等相当額」とは消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課される消費税額に相当する金額をいう。

第二　売買又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者（消費税法第五条第一項の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）である場合において、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）である場合において、第三から第五まで、第七、第八及び第九項の規定における消費税等相当額を含む。以下この項において「消費税等相当額」という。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることができる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この項において「報酬の額」という。）は、当該売買又は交換に係る当該宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。）に次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

百分の五・五	百分の四・四	百分の三・三
二百万円以下の金額	二百万円を超える四百万円以下の金額	四百万円を超える金額

第三　売買又は交換の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が代理（宅地建物取引業者が代理人として行う売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該報酬に係る消費税等相当額を含む。以下この項において「報酬の額」という。）は、第二の計算方法（報酬を受け出した金額の二倍を超えてはならない。

第四　貸借の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の媒介に関して依頼者の双方から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この項において「報酬の額」という。）は、第二の計算方法（報酬を受け出した金額の二倍を超えてはならない。ただし、当該媒介が使用貸借に係るものであつて、当該宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。）が百万円以下の場合において、当該宅地又は建物の通常の借賃（以下この項において「借賃」という。）の一月分の借賃（借賃が百万円を超える場合において、当該宅地又は建物の通常の借賃（以下この項において「借賃」という。）の一月分の一倍に相当する金額以内のものであつて、当該宅地又は建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。）を借賃の一月分の五〇・五倍に相当する金額以内とする。

第五　貸借の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において「報酬の額」という。）は、当該宅地又は建物の一月分の借賃（借賃が百万円を超える場合において、当該宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。）が百万円以下の場合において、当該宅地又は建物の通常の借賃（以下この項において「借賃」という。）の一月分の一倍に相当する金額以内であつて、当該宅地又は建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。）を借賃の一月分の一・一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の代理に関して依頼者から受ける報酬の額が借賃の一月分の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第六　宅地又は建物の売買に関する報酬の額

宅地又は建物の売買の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において「報酬の額」という。）は、当該宅地又は建物の一・一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の代理に関して依頼者から受ける報酬の額が借賃の一月分の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第七　権利金の授受が行われる場合の特例

宅地又は建物を除く。）の賃貸借で権利金（権利金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、権利利益の対価として支払われる金銭であつて返還されないものをいう。）の授受が行われる場合において、当該宅地又は建物の賃貸借（借地権の設定を含む。）に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において「報酬の額」という。）は、第二の計算方法（報酬を受け出した金額の二倍を超えてはならない。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の代理に関して依頼者から受ける報酬の額が借賃の一月分の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第八　空家等の売買又は交換の代理に関する特例

空家等の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。）が四百万円以下の場合において、当該宅地又は建物の通常の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において「報酬の額」という。）は、第二の計算方法（報酬を受け出した金額の二倍を超えてはならない。

第九　空家等の売買又は交換の代理に関する特例

空家等の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含まない。以下この項において「報酬の額」という。）は、第二の計算方法（報酬を受け出した金額の二倍を超えてはならない。ただし、宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において「報酬の額」という。）は、第二の計算方法（報酬を受け出した金額の二倍を超えてはならない。

第十　空家等の売買又は交換の代理に関する報酬の額

空家等の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において「報酬の額」という。）は、第二の計算方法（報酬を受け出した金額の二倍を超えてはならない。ただし、宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において「報酬の額」という。）は、第二の計算方法（報酬を受け出した金額の二倍を超えてはならない。

第十一　宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において「報酬の額」という。）は、第二の計算方法（報酬を受け出した金額の二倍を超えてはならない。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の代理に関して依頼者から受ける報酬の額が第二の計算方法（報酬を受け出した金額の二倍を超えてはならない。

第十二　この告示に成立したものの代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額に関しこの告示の施行前に成立したものの代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

附則

1　この告示は、昭和四十五年十二月一日から施行する。

2　昭和四十四年十一月一日から施行する。

3　宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

附則（平成元年四月一日から施行する。）

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成九年四月一日から施行する。）

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成十六年二月十八日国土交通省告示第百号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年二月二十八日国土交通省告示第百七十二号）

1　（施行期日）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　（経過措置）

この告示による改正前の消費税等の取扱いに関する規定は、平成二十四年法律第六十八号「附則第五条第三項の規定により同法による改正前の消費税法第二十九条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等に係る消費税額に相当する金額を含む宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年十二月八日国土交通省告示第千百五十五号）

この告示は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（令和元年八月三十日国土交通省告示第四百九十三号）

1　（施行期日）

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

2　（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第十四条第二項に規定する宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額について準用する場合を含む。）

この告示による改正前の消費税等の取扱いに関する規定は、令和元年十月一日から施行する。

株式会社　動産社

お名前入れ部分